

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

海軍大臣 奏 敷

立案 昭和 年月 日  
決裁 昭和 年月 日

爵位 授与

宗秩 總裁

海軍中將 千田 貞敏 叙位 日 附 變更 の 件

一四

昭和三年七月九日

官報 第八 月

官報 第八 月

官 内 省

海軍中將千田貞敏叙位日附變更の件

光緒 昭和 平 良 日  
立 兼 細 時 平 良 日

海軍省

立 兼 細 時 平 良 日

宮内省

昭和二十一年七月九日  
海軍省  
立 兼 細 時 平 良 日



海軍中將千田貞敏叙位日附變更の件  
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年七月九日

内閣總理大臣 吉田 茂



月 日

人南法 第二九二號

案 起

昭和二十一年七月

日

決定

昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官



海軍中將千田貞敏は皇に別紙頭書の叙位榮命せらるゝが今般同人の  
戦死日附の相違を以て之が叙位に關しんが今更其縮では多しが叙位日附變更の儀  
上層より之を良しと思ふ

内閣

内閣八位位第三の二

昭和十九年八月二十五日 海軍中將 正五位 千田 貞敏

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般昭和十九年十月二十五日戦死したことが判明したので、その叙位の日附を戦死の日に変更されたい。

海軍

昭和二十一年六月二十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



敍位日附更正について照會

六月二十五日復<sup>秋</sup>二第ニ三號敍位日附更正について申牒された左記の者は、ビ  
アク島方面で作戰に従事中消息不明となつて頭書の日附で戦死と認定され  
、同日附敍位發令された者であるが終戦に伴つて別紙記載の日附で戦死し  
たものと判明したので敍位發令日附を更正される様取計はれたい。  
追て位記は未受領である。

記

昭和十九年八月二十五日 海軍中將 千  
(昭和二十一年)二月二十八日進達二復秘人第七四三號

田 貞 敏

昭和十九年十二月二十五日

ビアク島方面

海軍中將

千

田

貞

敏

復二秘人第二三 號

昭和二十一年六月二十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中將千田貞敏の叙位日附更正について別紙の通り  
申牒する。

海軍

丙發第 三一九號

一 故海軍中將 正五位 干田貞敏  
右 本日 敍位相成候ニ付此旨及傳達候位記ハ追テ可  
及回送候也

昭和三年七月十七日

宗秩寮總裁 侯爵 松平 康昌

才ニ復員局長 前田 稔 殿

海軍中將

復ニ私人才ニ 三号

宮内省



|    |    |   |   |   |
|----|----|---|---|---|
| 立案 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| 決裁 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |

叙位

故海軍中將千田貞敏特旨叙位日附變更の件

宗秩寮總裁

辭令昭和五年七月十六日

昭和五年七月九日  
官報

官 内 省

丙 癸 三 廿 號

又回

昭和五年七月十六日

宗秩寮總裁千田貞敏特旨叙位日附變更の件

本日本日

千田貞敏

千田貞敏

官 内 省